

【 検 査 】

648 チンパノメトリー（滲出性中耳炎等）の算定について

《令和7年8月29日》

○ 取扱い

- ① 滲出性中耳炎又は耳管狭窄症に対するD247「2」チンパノメトリーの算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対するD247「2」チンパノメトリーの算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性中耳炎（穿孔がある場合）
 - (2) 末梢前庭障害
 - (3) 感音難聴（初診時除く。）

○ 取扱いを作成した根拠等

チンパノメトリーは、中耳腔内圧と鼓膜・中耳伝音系の可動性を調べる検査である。外耳道の気圧を連続的に変化させ、鼓膜の振動を記録することにより、中耳腔の気圧、貯留液の有無を確認できるため、耳管狭窄症や滲出性中耳炎の診断、経過観察時の病態把握に有用である。

一方、穿孔がある場合の慢性中耳炎や内耳の前庭神経に障害が生じる末梢前庭障害、蝸牛神経の障害により生じる感音難聴（初診時除く。）に対する本検査の臨床的有用性は低いと考えられる。

以上のことから、D247「2」チンパノメトリーについて、上記①の傷病名に対する算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。